

事務所だより

第182号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

実施期間

令和6年11月1日（金）
～11月30日（土）

月間中の取組概要は、次のとおりです。

【取組概要】

- 1 国民への周知・啓発
・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催され、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などが行われます。無料でどなたでも参加できますが、事前の申し込みが必要です。また、インターネット視聴用の講演などの動画配信も行われます。

- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるように、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発が行われます。

- 2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などが行われます。

《過重労働解消キャンペーンの概要》

- （1）労使の主体的な取組を促す

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請を行う。

自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を要請する。

- （2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施する。

長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業やそれに協力する取引先企業等との意見交換を行い、当該企業の長時間労働の削減に向けた取組事例を収集するとともに、ホームページなどを通じて地域に紹介する。

- （3）長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施する。

ア 監督の対象とする事業場等（重点監督を実施）

- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を

超えていると考えられる事業場等

- ②労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなどの問題があると考えられる事業場等

イ 重点的に確認する事項

- ①時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導する。（

- ②賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導する。

- ③不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導する。

医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導する。

ウ 厳正な対応

監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表する。

- （4）過重労働相談受付集中期間の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施する。

11月1日から11月7日まで（11月3日、4日を除く）を過重労働相談受付集中期間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける。

11月2日に「過重労働解消相談ダイヤル」を設置、及びSNS(LINE)による特別労働相談を実施する。

毎日の労働時間、
見直しませんか？

ダメ、働きすぎ！

11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督署が
提供するダイヤル

無料 令和6年11月2日(土) 9:00～17:00

0120-794-713

11月1日～7日は、過重労働相談受付集中期間です

0120-811-610

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

自転車の「ながらスマホ」厳罰化

令和6年11月1日より、自転車運転中の「ながらスマホ」の罰則強化と「酒気帯び運転およびほう助」の罰則が新設されました。

通勤に自転車利用を認めておられる事業所は、あらためて従業員に向けて周知ください。

★自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

自転車に乗りながら、スマートフォンや携帯電話等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が禁止され、罰則が強化されました。なお、スマートフォンや携帯電話等を手で持つて画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマートフォンや携帯電話等の画面を注視することも禁止です。

★自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

飲酒して自転車を運転する

ことは禁止されており、これまでは酩酊状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、11月からは「酒気帯び運転」(※)も罰則の対象となりました。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、

自転車を提供したりすること(酒気帯び運転のほう助)も禁止です。

禁止

危険



★罰則の強化
改正後の罰則は、別表のとおり厳しくなっています。

11月の労務手続
「提出先・納付先」

11日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(10月以降に採用した労働者がいる場合)
「公共職業安定所」

(違反) 行為	令和6年11月1日から
自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合	自転車の提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合	酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合	同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

(※) 血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で運転すること

○10月分源泉所得税・住民税の納付「郵便局または銀行」
12月2日
○10月分健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」
その他
○年末調整の申告書配布と回収

編集後記

十月もあと数日というのに、日中の屋外では半袖で過ごせる程の暖かさです。
毎年「合服(あいふく)」を着る期間が短くなるのでしょつか…。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com